

放送大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規程

平成17年10月12日

放送大学規程第4号

改正 平成18年9月11日、平成20年4月30日、
平成21年2月18日・3月25日・9月9日、
平成21年2月18日・3月25日・9月9日、
平成24年3月14日、平成26年2月19日、平成30年3月14日

(設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に推薦する奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）を選考するため、放送大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 候補者の選考及び推薦に関する事
- 二 学生の業績の評価基準に関する事
- 三 その他候補者の選考及び推薦に関し必要な事項

2 候補者の選考方法及び評価方法等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学長が指名する副学長 1名
- 三 各プログラムの教授又は准教授 各1名
- 四 学務部長

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第2号の委員をもって充てる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務部学習センター支援室において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月12日から施行する。

附 則（平成18年9月11日）抄

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月30日）

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年2月18日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月9日）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。